

## 松江市北公園等運動施設 利用料金表

令和元年10月1日施行

## ①-1 松江市総合体育館利用料（※アリーナ及び多目的ルーム 2分の1又は3分の1 利用時は当該利用料の2分の1又は3分の1になります）

## ①-2 松江市総合体育館 冷暖房利用料

区分	基 準 額 (1時間につき)			
	アマチュアスポーツ		アマチュアスポーツ以外	
	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	當利宣伝を目的としない場合	左記以外、入場料を徴収する場合
メインアリーナ	13,980	41,950	41,950	55,930
サブアリーナ	1,730	5,190	5,190	6,920
会議室（1室）	100	300	300	400
選手控室（1室）	50	150	150	200
多目的ルーム				320
トレーニングルーム				240

## ①-4 松江市総合体育館 設備器具利用料

設 備 器 具		金 額	備 考
放送設備		2,390	
電光掲示板一対	大 1対	3,130	1日あたり
	小 1対	450	
シート	メインアリーナの3分の1 又はサブアリーナの2分の1	5,230	アリーナでのスポーツ以外の利用に限る (1日あたり)
長机1脚		100	会議室、多目的ルーム以外のスポーツ以外 の利用に限る (1日あたり)
椅子1脚		50	
湯沸室		510	1日あたり
コインシャワー		100	1回あたり

## ③ 北庭球場利用料 ※照明料 1コート 1時間 410円

利用区分	利用時間		1面 (1時間)
	平 日	土日祝	
一般・高校生	當利宣伝を目的とし、 入場料を徴収しない場合	平 日	510
		土日祝	610
	當利宣伝を目的とし、 入場料を徴収する場合	平 日	1,530
		土日祝	1,830
中学生以下・ 高齢者・障がい者	當利宣伝を目的とし、 入場料を徴収しない場合	平 日	2,550
		土日祝	3,050
	當利宣伝を目的とし、 入場料を徴収する場合	平 日	250
		土日祝	300
	當利宣伝を目的とし、 入場料を徴収しない場合	平 日	750
		土日祝	900
当利宣伝を目的とし、 入場料を徴収する場合	平 日	1,250	
		土日祝	1,500

## ⑤ 楽山庭球場利用料

利用区分	利用時間		1面 (1時間)
	平 日	土日祝	
一般・高校生	當利宣伝を目的とし、 入場料を徴収しない場合	平 日	340
		土日祝	400
	當利宣伝を目的とし、 入場料を徴収する場合	平 日	1,020
		土日祝	1,200
中学生以下・ 高齢者・障がい者	當利宣伝を目的とし、 入場料を徴収しない場合	平 日	1,700
		土日祝	2,000
	當利宣伝を目的とし、 入場料を徴収する場合	平 日	170
		土日祝	200
当利宣伝を目的とし、 入場料を徴収する場合	當利宣伝を目的とし、 入場料を徴収しない場合	平 日	510
		土日祝	600
	當利宣伝を目的とし、 入場料を徴収する場合	平 日	850
		土日祝	1,000

## ⑦ その他の共通設備

設備等	金額	備考
放送設備(携帯型)	1,100	
テント1張	510	1日あたり
映像設備1式	510	

## ①-3 松江市総合体育館 電気及び特殊電気利用料

区分	1時間につき		備 考
	3号系列 点灯につき	3、4号系列 点灯につき	
メインアリーナ	640円	1,540円	1、2号の点灯は施設管理者に おいて行う
サブアリーナ	380円	790円	
特殊電気装置	実 費 徹 収		コンセントを含む

(注) 2分の1又は3分の1を区分して利用する場合の照明は、当該利用料の2分の1又は3分の1になります。

## ② 駐車場利用料金 (第1・第2)

区分	単位	利 用 時 間	金 額
			30分以内 無 料
自動車	1台につき (二輪は除く)	6:00~ 22:30	30分を超えて4時間以内 200円
		22:30~ 翌朝6:00	4時間を超えて30分毎に 100円
			1,010円

※30分に満たない場合は、30分とみなします。

## ④ 北公園多目的広場利用料 ※照明料 1時間 2,030円

利用区分	利用時間		9時以前及び 17時以降 (1時間)
	9時~12時	12時~17時	
占 用	高校・一般	平 日	2,440
		土日祝	2,920
	小中・高齢・障	平 日	1,220
		土日祝	1,460
個 人	アマチュアス ポーツ以外利用	平 日	7,330
		土日祝	8,790
	一 般	100	100 5~8月のみ17時~19時(1時間)
	1人1枠につき	50	50 一般 100 高校生以下・障がい者 50
	障がい者の介助者	(障がい者1名につき1名まで) /無料	

## ⑥ 楽山野球場利用料

利用区分	利用時間		1 時間 につき
	平 日	土日祝	
一般・高校生	當利宣伝を目的とし、 入場料を徴収しない場合	平 日	1,200
		土日祝	1,440
	當利宣伝を目的とし、 入場料を徴収する場合	平 日	3,600
		土日祝	4,320
中学生以下・ 高齢者・障がい者	當利宣伝を目的とし、 入場料を徴収しない場合	平 日	6,000
		土日祝	7,200
	當利宣伝を目的とし、 入場料を徴収する場合	平 日	600
		土日祝	720
アマチュアスポーツ 以外の催しもの	當利宣伝を目的とし、 入場料を徴収しない場合	平 日	1,800
		土日祝	2,160
	當利宣伝を目的とし、 入場料を徴収する場合	平 日	3,000
		土日祝	3,600
	當利宣伝を目的とし、 入場料を徴収しない場合	平 日	3,600
		土日祝	4,320
	當利宣伝を目的とし、 入場料を徴収する場合	平 日	10,800
		土日祝	12,960
	當利宣伝を目的とし、 入場料を徴収する場合	平 日	18,000
		土日祝	21,600

○利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含む。

○1時間に満たない時間は、1時間として算定する。

○2以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収する。